

# 地区委員会に関する規程

本規程は神戸市立谷上小学校の地区委員会に関して必要な事項を定める

## 第1条 目的

この会は児童の安心・安全な登下校を支援することを目的として活動する

## 第2条 運営方針

個々の思いや互いの立場を尊重し、出来る人が出来る事を出来る範囲で行うことを基本方針とする

## 第3条 会員の資格

会員はこの学校に在籍する児童の父母、またはこれに代わる保護者とする

## 第4条 構成

この会は上谷上地区及び下谷上地区の各地区会員の中より選出された地区委員をもって構成する

## 第5条 委員及び役員の選出と任期

各地区の委員及び役員の選出と任期については次の通りとする

| 役名   | 人数        | 任期 | 選出の方法等                                   | 免除者 |
|------|-----------|----|------------------------------------------|-----|
| 委員長  | 各地区<br>1名 | 1年 | 前年度の地区委員会により、各地区会員のうち、当該年度5年生児童の保護者から選出。 | ①②  |
| 副委員長 | 各地区<br>1名 | 1年 | 前年度の地区委員会により、各地区会員のうち、当該年度4年生児童の保護者から選出。 | ①②  |
| 地区委員 | 若干名       | 1年 | 前年度の地区委員が、各地区会員の中から選出。                   | —   |

①PTAにおいて過去に役員を務めた者及びその配偶者（対象児童卒業後においても免除）

②地区委員会において過去に委員長または副委員長を務めた者及びその配偶者（対象児童卒業後においても免除）

ただし、免除者においても立候補することは出来る

## 第6条 委員及び役員の職務

1. 地区委員は児童の登校班の管理及び登下校の支援を行う
2. 委員長は地区委員会の会務を総括する
3. 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある場合はこれを代理する

## 第7条 会議

1. 委員長は本会の運営上、連絡及び会員に諮る必要がある場合は、地区委員会を開くことができる
2. 委員会で承認された事項は、必要に応じて関係機関（学校、地域、PTA等）と協議する

## 第8条 雑則

この規程に定めたもののほか、地区委員会の運営上必要な規程は、地区委員会で別に定めることができる

## 附則

- ・本規程は令和6年1月9日より施行する